

≪別紙料金表(医療保険)≫

◎保険種別の負担割合

国民健康保険 健康保険	一般(70歳未満)	3割	高齢受給者 (70～74歳)	一般	2割
	6歳義務教育就学前	2割		現役並み所得者	3割
後期高齢者医療制度 (75歳以上)	一般				1割
	現役並み所得者以外の一定所得以上の者				2割
	現役並み所得者				3割

◎介護保険の要支援・要介護認定を受けた方でも、以下の(1)及び(2)に該当する場合は、医療保険が適用となります。

(1) 厚生労働大臣が定める疾病等の場合

別表7

①末期の悪性腫瘍 ②多発性硬化症 ③重症筋無力症 ④スモン ⑤筋萎縮性側索硬化症 ⑥脊髄小脳変性症 ⑦ハンチントン病 ⑧進行性キンジストロフィー症 ⑨パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、及びパーキンソン病(ホエーン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害がⅡ度またはⅢ度の者に限る)) ⑩多系統萎縮(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレガー症候群) ⑪プリオン病 ⑫亜急性硬化性全脳炎 ⑬ライソゾーム病 ⑭副腎白質ジストロフィー ⑮脊髄性筋萎縮症 ⑯慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ⑰後天性免疫不全症候群 ⑱頸髄損傷 ⑲人工呼吸器を使用している状態 ⑳球脊髄性筋萎縮症

別表8

1. 以下の状態にある者
・在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理または在宅強心剤持続投与指導管理もしくはまたは在宅気管切開患者指導管理を受けている
・気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している
2. 以下の指導管理を受けている状態
・在宅自己腹膜灌流指導管理 ・在宅血液透析指導管理
・在宅酸素療法指導管理 ・在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理 ・在宅自己導尿指導管理 ・在宅人工呼吸指導管理 ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理 ・在宅肺高血圧症患者指導管理
3. 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
4. 真皮を越える褥瘡の状態にある者
5. 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

(2) 主治医より特別訪問看護指示書が交付された場合

【基本利用料】

月の初日

負担割合	基本療養費＋管理療養費	自己負担額
1割	555＋767	¥1,322
2割	1110＋1534	¥2,644
3割	1665＋2301	¥3,966

月の2日目以降1日につき

負担割合	基本療養費＋管理療養費2	自己負担額
週3日まで	1割 555＋250	¥805
	2割 1110＋500	¥1,610
	3割 1665＋750	¥2,415
週4日目以降	1割 655＋250	¥905
	2割 1310＋500	¥1,810
	3割 1965＋750	¥2,715

訪問看護基本療養費				算定料	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護基本療養費（Ⅰ）	看護師、保健師、助産師の場合	週3日目まで		¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665
		週4日目以降		¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965
	准看護師の場合	週3日目まで		¥5,050	¥505	¥1,010	¥1,515
		週4日目以降		¥6,050	¥605	¥1,210	¥1,815
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の場合			¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665
訪問看護基本療養費（Ⅱ）	看護師、保健師、助産師の場合	同一建物、同一日2人	週3日目まで	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665
			週4日目以降	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965
		同一建物、同一日3人以上	週3日目まで	¥2,780	¥278	¥556	¥834
			週4日目以降	¥3,280	¥328	¥656	¥984
	准看護師の場合	同一建物、同一日2人	週3日目まで	¥5,050	¥505	¥1,010	¥1,515
			週4日目以降	¥6,050	¥605	¥1,210	¥1,815
		同一建物、同一日3人以上	週3日目まで	¥2,530	¥253	¥506	¥759
			週4日目以降	¥3,030	¥303	¥606	¥909
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の場合		同一建物、同一日2人	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665
			同一建物、同一日3人以上	¥2,780	¥278	¥556	¥834
訪問看護基本療養費（Ⅲ）	指定訪問看護を受けようとする者（入院中のものに限り）であり一時的に外泊をしている者（厚生労働大臣が定める者）			¥8,500	¥850	¥1,700	¥2,550
訪問看護管理療養費				算定料	1割負担	2割負担	3割負担
月の初日の訪問の場合（1月につき）		訪問看護管理療養費（機能強化型以外）		¥7,670	¥767	¥1,534	¥2,301
月の2日目以降の訪問の場合（1月につき）		訪問看護管理療養費1		¥3,000	¥300	¥600	¥900
		訪問看護管理療養費2		¥2,500	¥250	¥500	¥750

【加算】

訪問看護基本療養費の加算			算定料	1割負担	2割負担	3割負担
難病等複数回訪問加算	1日2回	同一建物2人	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
		同一建物3人	¥4,000	¥400	¥800	¥1,200
	1日3回以上	同一建物2人	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400
		同一建物3人	¥7,200	¥720	¥1,440	¥2,160
緊急訪問看護加算	月14日目まで		¥2,650	¥265	¥530	¥795
	月15日目以降		¥2,000	¥200	¥400	¥600
乳幼児加算(6歳未満)	①厚生労働大臣が定める者		¥1,800	¥180	¥360	¥540
	②上記以外の場合		¥1,300	¥130	¥260	¥390
長時間訪問看護加算	1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合		¥5,200	¥520	¥1,040	¥1,560
夜間早朝訪問看護加算	夜:18時～22時、早朝:6時～8時		¥2,100	¥210	¥420	¥630
深夜訪問看護加算	22時～6時		¥4,200	¥420	¥840	¥1,260
複数名訪問看護加算	看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士と同行	同一建物2人	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
		同一建物3人	¥4,000	¥400	¥800	¥1,200
	准看護師と同行	同一建物2人	¥3,800	¥380	¥760	¥1,140
		以上	¥3,400	¥340	¥680	¥1,020
	その他職員と同行	同一建物2人	¥3,000	¥300	¥600	¥900
		同一建物3人	¥2,700	¥270	¥540	¥810
	その他職員と同行【厚生労働大臣が定める場合】1日1回	同一建物2人	¥3,000	¥300	¥600	¥900
		同一建物3人	¥2,700	¥270	¥540	¥810
	その他職員と同行【厚生労働大臣が定める場合】1日2回	同一建物2人	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800
		同一建物3人	¥5,400	¥540	¥1,080	¥1,620
	その他職員と同行【厚生労働大臣が定める場合】1日3回以上	同一建物2人	¥10,000	¥1,000	¥2,000	¥3,000
		同一建物3人	¥9,000	¥900	¥1,800	¥2,700
訪問看護管理療養費の加算			算定料	1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算	看護業務の負担軽減の取組を行っている場合		¥6,800	¥680	¥1,360	¥2,040
	上記以外の場合		¥6,520	¥652	¥1,304	¥1,956
特別管理加算	重症度の高い利用者の場合(注1)		¥5,000	¥500	¥1,000	¥1,500
	上記以外の場合(注2)		¥2,500	¥250	¥500	¥750
退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める長時間の訪問の場合		¥8,400	¥840	¥1,680	¥2,520
	上記以外の場合		¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800
在宅患者連携指導加算			¥3,000	¥300	¥600	¥900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回まで)			¥2,000	¥200	¥400	¥600
看護・介護職員連携強化加算			¥2,500	¥250	¥500	¥750
退院時共同指導加算			¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400
特別管理指導加算			¥2,000	¥200	¥400	¥600
訪問看護医療DX情報活用加算			¥50	¥5	¥10	¥15

【その他の療養費】

訪問看護管理療養費の加算		算定料	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護ターミナルケア療養費	訪問看護ターミナルケア療養	¥25,000	¥2,500	¥5,000	¥7,500
	訪問看護ターミナルケア療養	¥10,000	¥1,000	¥2,000	¥3,000
訪問看護情報提供療養費1～3		¥1,500	¥150	¥300	¥450

ベースアップ(月1回)	算定料	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	¥780	¥78	¥156	¥234
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)1(スコア0以上)	¥10	¥1	¥2	¥3
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)2(スコア15以上)	¥20	¥2	¥4	¥6
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)3(スコア25以上)	¥30	¥3	¥6	¥9
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)4(スコア35以上)	¥40	¥4	¥8	¥12
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)5(スコア45以上)	¥50	¥5	¥10	¥15
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)6(スコア55以上)	¥60	¥6	¥12	¥18
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)7(スコア65以上)	¥70	¥7	¥14	¥21
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)8(スコア75以上)	¥80	¥8	¥16	¥24
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)9(スコア85以上)	¥90	¥9	¥18	¥27
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)10(スコア95以上)	¥100	¥10	¥20	¥30
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)11(スコア125以上)	¥150	¥15	¥30	¥45
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)12(スコア175以上)	¥200	¥20	¥40	¥60
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)13(スコア225以上)	¥250	¥25	¥50	¥75
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)14(スコア275以上)	¥300	¥30	¥60	¥90
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)15(スコア325以上)	¥350	¥35	¥70	¥105
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)16(スコア375以上)	¥400	¥40	¥80	¥120
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)17(スコア425以上)	¥450	¥45	¥90	¥135
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)18(スコア475以上)	¥500	¥50	¥100	¥150

【各種加算の説明】

難病等複数回訪問加算	難病等の利用者に対して、難病1日に複数回の訪問看護を行った場合
緊急訪問看護加算	利用者又はその家族等の緊急要求に応じ、主治医の指示のもと計画外の訪問看護を行った場合
乳幼児加算(6歳未満)	6歳未満の利用者を対象として、訪問看護を実施する場合 ①「超重症児又は準超重症児」、「別表第7に該当」、「別表第8」に該当のいずれかの場合 ②それ以外の場合
長時間訪問看護加算	厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、1回の訪問看護の時間が 90 分を超えた場合に、週1日(15 歳未満の超重症児又は準超重症児の場合にあっては週3日)を限度として算定
夜間早朝訪問看護加算	午前6時～午前8時・午後6時～午後10時までの時間帯に訪問看護を行った場合に算定
深夜訪問看護加算	午後10時～午前6時までの時間帯に訪問看護を行った場合に算定
複数名訪問看護加算	利用者又はその家族の同意を得て、同時に複数の看護師等が訪問看護を行った場合に算定
24時間対応体制加算	常時対応できる体制にあり、利用者の同意を得た場合に、月1回に限り算定
特別管理加算(Ⅰ)	(注1)重症度の高い利用者の場合
特別管理加算(Ⅱ)	(注2)別表8の2～5項に該当するもの
退院支援指導加算	在宅での療養上必要な指導を病院と共同で行い、その内容を文書により提供した場合に、退院後の初日の訪問看護の実施時に1回に限り算定
在宅患者連携指導加算	利用者又はその家族の同意を得て、保険医療機関と月2回以上文書により情報共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合に月1回に限り算定
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	状態の急変や診療方針の変更等に伴い、開催されたカンファレンスに参加して、共同で利用者や家族に対し療養上必要な指導を行った場合に月2回に限り算定
看護・介護職員連携強化加算	喀痰吸引等を行う『登録特定行為事業者』として登録している訪問介護事業所と連携し、訪問介護員が喀痰吸引等を実施することを支援した場合
退院時共同指導加算	病院等から退院・退所する利用者に、入院していた病院等の医師やスタッフと共同して指導を行い、内容を文書により提供することで算定
特別管理指導加算	特別管理加算を算定する状態にある方に、病院と共同指導を行った場合に算定
訪問看護医療DX情報活用加算	居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを通じて利用者の診療情報を取得し、その活用によって質の高い訪問看護を提供した場合

※実際のご利用料金は、10割の合計に負担割合を掛けた金額の10円未満を四捨五入するため、上記の各割合金額の合計金額とは差異が生じます。

≪別紙料金表(介護保険)≫

【月の費用額(10割)の計算】	
費用額＝【単位数×一単位の単価(端数は切り捨て)】	
【月の利用者負担額の計算】	
1割負担の場合	利用者負担額＝【10割分の額－(10割分の額×0.9(1円未満切り捨て))】
2割負担の場合	利用者負担額＝【10割分の額－(10割分の額×0.8(1円未満切り捨て))】
3割負担の場合	利用者負担額＝【10割分の額－(10割分の額×0.7(1円未満切り捨て))】

【訪問看護費・介護予防訪問看護費】

地域区分:1級地＝ 11.4 円／単位

介護度	サービス内容		単位数	利用料			
				10割	1割負担	2割負担	3割負担
要介護	20分未満		314	¥3,579	¥358	¥716	¥1,074
	30分未満		471	¥5,369	¥537	¥1,074	¥1,611
	30分以上1時間未満		823	¥9,382	¥939	¥1,877	¥2,815
	1時間以上1時間30分未満		1,128	¥12,859	¥1,286	¥2,572	¥3,858
	理学療法士等による訪問の場合 (1回は20分)	20分	294	¥3,351	¥336	¥671	¥1,006
		40分 (20分×2回)	588	¥6,703	¥670	¥1,341	¥2,011
		60分※1 (20分×3回)	882(795)	¥10,054 (¥9,063)	¥1,005 (¥907)	¥2,011 (¥1,813)	¥3,016 (¥2,719)
要支援	20分未満		303	¥3,454	¥345	¥691	¥1,036
	30分未満		451	¥5,141	¥514	¥1,028	¥1,542
	30分以上1時間未満		794	¥9,051	¥905	¥1,810	¥2,715
	1時間以上1時間30分未満		1,090	¥12,426	¥1,243	¥2,485	¥3,728
	理学療法士等による訪問の場合 (1回は20分)	20分	284	¥3,237	¥324	¥647	¥971
		40分 (20分×2回)	568	¥6,475	¥648	¥1,295	¥1,943
		60分※2 (20分×3回)	852(426)	¥9,712 (¥4,856)	¥971 (¥486)	¥1,942 (¥972)	¥2,914 (¥1,457)

【割増及び減算】

項目	加算・減算の内容
高齢者虐待防止措置未実施減算	上記単位数の1%減
業務継続計画未策定減算	上記単位数の1%減
理学療法士等による訪問を1日に2回を超えて行った場合 (※複数事業所間の訪問も含む)	要介護は上記単位数の10%減 ※1カッコ内は計算後の値 要支援は上記単位数の50%減 ※2カッコ内は計算後の値
理学療法士等による訪問が看護職員の訪問を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合	1回につき-8単位
理学療法士等を利用開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合	1回につき-5単位
同一敷地内建物等に対する減算に該当する場合	上記単位数の10%減
1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合	上記単位数の10%減
1月当たりの利用者が同一の建物に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合	上記単位数の15%減
准看護師が指定訪問看護を行った場合	上記単位数の10%減
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合において准看護師による訪問が1回でもある場合	上記単位数の2%減
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合において要介護5の者の場合	上記単位数に+800単位
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合において医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数について	1日について-97単位
夜間(18:00～22:00)又は早朝(6:00～8:00)の場合	上記単位数の25%増
深夜(22:00～6:00)の場合	上記単位数の50%増

【加算】

加算名	サービス内容	頻度	単位数	料金			
				10割	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問加算（Ⅰ）	複数の看護師等がサービスを行った場合	30分未満 1回につき	254	¥2,895	¥290	¥579	¥869
		30分以上 1回につき	402	¥4,582	¥458	¥916	¥1,375
複数名訪問加算（Ⅱ）	看護師等と看護補助者がサービスを行った場合	30分未満 1回につき	201	¥2,291	¥229	¥458	¥687
		30分以上 2回につき	317	¥3,613	¥361	¥723	¥1,084
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して、1時間30分を超えての訪問看護	1回につき	300	¥3,420	¥342	¥684	¥1,026
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	1.利用者またはその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある 2.緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に寄与する十分な業務管理等の体制の整備が行われている	ステーションの場合 1月につき	600	¥6,840	¥684	¥1,368	¥2,052
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	上記1に該当	ステーションの場合 1月につき	574	¥6,543	¥654	¥1,309	¥1,963
特別管理加算（Ⅰ）	下記の注1参照	1月につき	500	¥5,700	¥570	¥1,140	¥1,710
特別管理加算（Ⅱ）	下記の注2参照	1月につき	250	¥2,850	¥285	¥570	¥855
ターミナルケア加算	「死亡日および死亡日前14日以内に2日（特定の利用者については1日）以上」要介護者に対してターミナルケアを行った場合	死亡月につき	2500	¥28,500	¥2,850	¥5,700	¥8,550
初回加算（Ⅰ）※	病院等から退院した日に初回の訪問看護	1月につき	350	¥3,990	¥399	¥798	¥1,197
初回加算（Ⅱ）※	病院等から退院した日の翌日以降に初回の訪問看護	1月につき	300	¥3,420	¥342	¥684	¥1,026
退院時共同指導加算	退院するに当たり、主治医その他職員と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、内容を文書により提供した場合	1回につき	600	¥6,840	¥684	¥1,368	¥2,052
看護・介護職員連携強化加算	喀痰吸引等を行う『登録特定行為事業者』として登録している訪問介護事業所と連携し、訪問介護員が喀痰吸引等を実施することを支援した場合	1回につき	250	¥2,850	¥285	¥570	¥855
口腔連携強化加算	歯科専門職と連携し口腔衛生状態や口腔機能の評価を行い、歯科医療機関やケアマネジャーへ情報提供した場合	1回につき (1月に1回を限度)	50	¥570	¥57	¥114	¥171
月の2日目以降の訪問の場合 (1月につき)							

注2:

①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理

②人工肛門、人工膀胱の設置、真皮を越える褥瘡の状態

③週3日以上点滴注射を行う必要があると認められる状態

※初回加算の対象者は以下のいずれかに該当する方となります。

・新規の利用者 ・過去2ヶ月間(暦月)に当該訪問看護事業所から訪問看護を受けていない方

・要介護⇄要支援への区分変更の利用者

【その他保険外サービス】

項目	内容	料金
交通費	医療保険での介入の場合は交通費を頂戴します (介護保険利用の場合は指定地域外に限る)	1回につき ¥100
休日加算	営業日以外での訪問をご希望の場合	1回につき ¥3,000
エンゼルケア	死後の処置	¥20,000
複写物	記録など書類をお渡しする場合	1枚 ¥20
<その他、自費によるサービスをご利用になる場合>		
理学療法士等による 訪問	20分	¥3,500
	40分	¥7,000
	60分	¥10,000
※早朝・夜間・深夜のサービスには以下の通り割増が適用されます		
早朝(6時～8時)・夜間(18時～22時)		利用料の25%割増
深夜(22時～6時)		利用料の50%割増

※介護保険の給付の範囲を超えたサービスは全額自己負担となります。